

諮詢日：平成29年7月14日（平成29年度（最情）諮詢第44号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最情）答申第56号）

件名：採用時点における判事補の出身大学の分布が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「判事補採用時点における新任判事補の出身大学の分布が分かる文書（55期から69期までの分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年6月30日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、各修習期の新任判事補の採用発令日時点での出身大学ごとの人数や割合が分かる一覧表等の文書と解されるが、このような文書を作成する必要性はないので、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年7月14日 諒問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年 10 月 20 日 審議

④ 同年 12 月 22 日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書は、各修習期の新任判事補について、採用発令日時点での出身大学ごとの人数や割合が分かる一覧表等の文書と解される。そして、最高裁判所事務総長の説明によれば、このような文書を作成する必要性はないので、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人